契約職員・短時間勤務職員の待遇改善に関する団体交渉

日 時: 2008年3月26日 14時00分~15時10分

場 所:事務局特別会議室

大学側: 嶋貫事務局長(理事)、吉村総務部長、阿部人事課長、下山職員課長他

組合側:東山委員長代行、上原副委員長、山口副委員長、斉藤書記長、山川書記次長他

(○:組合側発言 ●:大学側発言)

1.2007年度から長期勤務契約職員の正規職員化が実施されているが、早急に希望者全員の正規職員化を実施すること。

- ●昨年から採用試験を実施し、昨年は2名が正規職員となった。今年も先般採用試験を実施し(受験者7名)、現在試験結果を精査中。近々に採用予定者へ通知する。採用予定日は欠員状況による。
- 〇4月1日も目前。試験結果通知はいつだされるのか?4月1日での採用はあるのか?受験者7名全員 の合格はあるのか?
- ●通知は近々にだす。4月1日付採用はゼロでないこともゼロのこともある。試験結果のデータから受験者全員の合格はむずかしい。
- 〇この件については、試験は形式的なものであり、落とすための試験ではないはず。30数年間も非正 規職員として勤務してきた実績を考慮する観点から労使で合意したものであり、試験の成績を重視する のは承服できない。不合格の場合は、正規職員不適格とのレッテルをはられることになる。
- ●正規職員不適格のレッテルをはるつもりはない。
- 〇試験実施通知は直前に行われた。試験結果が重要なら、当然もっと早期に通知すべきものである。
- ●いろいろな要因を考慮し総合的判断でこうなった。
- 〇長期勤務契約職員を対象としたこの試験は、北大独自のものであり、その趣旨をきちんととらえていただきたい。昨年は15名が受験し2名が合格。今年の受験者は7名。受験しなかった多くの人がいる。 異動が前提である正規職員化のため躊躇せざるを得なかった。
- ●試験通知が遅かったことは反省している。試験は、十分な試験準備を必要とするものではなく、厳しい点数 (評価) もするつもりはない。しかし、試験であるので一定の基準は必要であり、基準を満たしていない場合は合格させるわけにはいかない。
- ○受験者7名と少数であり、向こう2年間で全員の正規職員化が不可能な数字とは思われない。現在試験結果を精査中であり近々に採用予定者に通知するとのこと。全員の合格通知を期待したい。仮に今回希望者全員の正規職員化がなされない場合は、組合は最後まで追及していく。
- ●お言葉として受けとめる。
- 2. 契約職員及び短時間勤務職員の雇用更新制限を撤廃すること。
- ●非正規職員は臨時的業務を行うために雇用している。雇用更新制限の撤廃は、人材の有効活用面を否定できないが、業務(プロジェクト)の終了、資金の終焉等慎重に検討しなければならない事柄もあり、引き続き検討していく。個別の事情を考慮して3年以上の雇用の人もいる。
- ○3年期限については多くの弊害が発生しており、組合にも改善要求が寄せられている。
- ●人材の有効活用の側面と長期雇用による問題面があり、むずかしい。どこまでいい形がつくれるか検 討している。
- 〇4月から改正パート労働法が施行される。大学も社会的責任をきちんとはたしていくことが重要。も う少し柔軟な運用ができないのか。

- ○3年期限の根拠は何か?
- ●期限がないと、業務(プロジェクト)の終了、資金の終焉等時に「雇い止め」問題が発生する。雇用期限3年は、判例等から判断してのもの。
- 〇非正規職員は一時的・臨時的な業務を行っているのではない。本来正規職員が措置されるべきなのに、 そうなっていないため非正規職員で代用されている。あまりかたくなな運用はやめていただきたい。
- ○3年雇用期限満了後、他の部局の非正規職員採用にも応募できない。この理由は?
- ●外から見たとき、部局がちがっても北大というひとつの事業体内での雇用と見られる。
- 〇就業規則でもいかなる場合でも3年とはなっていない。しかし、画一的な解釈・運用がなされているように思われる。検討中とのことなので、検討のピッチをあげていただきたい。
- ●何かいい方法がないか考えていく。
- 3. 前年度から勤務している契約職員の6月期手当の支給基準を正規職員と同様にすること。退職手当の支給率を100分の30から100分の60とすること。
- ●平成 16 年の法人化の時点で、「法人化後も法人化前と同等待遇」を基本とした。しかし、3 月 31 日の雇用中断がなくなり法人化後の状況が変わっている。他大学の状況・国の運用ルール・財源問題等を見極めて慎重かつ前向きに検討している。退職手当の支給率については、国の取り扱い等から見直す状況にない。
- 〇この6月期手当は期待していいのか。
- ●部局の財源事情もあるので、現在検討している。「前向き検討」をくみとっていただきたい。
- 4. 短時間勤務職員にも期末・勤勉手当及び寒冷地手当を支給すること。
- ●見直す状況ではない。
- 〇短時間勤務職員にはまったく手当が支給されていない。改正パート労働法の精神から言っても問題が あると考える。時間の関係もあるので別の機会に深めたい。